

(第1号様式の3)

債 權 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年 月 日

(宛先) 津市長

(甲) 請負者・譲渡人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者氏名	実印
(乙) 譲受人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者氏名	実印

_____ (以下「甲」という。)と津市との間で締結された、 年 月
日付けの工事請負契約書に基づく次の工事請負代金債権を地域建設業経営強化融資制度により _____ (以下「乙」という。)に譲渡することにつき、津市工事請負契約款第5条第1項ただし書に規定する承諾について申請します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、津市工事請負契約款第44条に規定する契約不適合責任は当然のことながら留保されることを申し添えます。

1 工事の名称	
2 工事の施工場所	
3 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 請負代金額	金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
5 既払額	金 円
6 前払金額	金 円
7 部分払金額	金 円
8 債権譲渡額	金 円 [年 月 日現在見込額] (ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

年 月 日付けで申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る 年 月
日付け _____ 工事の工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、津市工事請負契約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって津市工事請負契約約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

1 謙渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する津市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、津市は関与しないこと。

5 請負者及び債権譲渡先は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて津市に融資実行報告書を提出すること。

6 請負者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに津市に公共工事金融保証証書の写しを提出すること。

7 本承諾後、請負者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款に定める前金払及び部分払を請求することはできないものとする。

津 市 長 (氏) 印

確定日付印欄